

奈良県告示第二百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡上北山村大字西原一〇五五の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）